

自動車検査証の有効期間の伸長に関するQ & A

問1 道路運送車両法第61条の2に基づく自動車検査証の有効期間の伸長とは何でしょうか。

答1 一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により継続検査を受けることができない場合に、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長が、期間を定めて有効期間を伸長するものです。

問2 なぜ、今回自動車検査証の有効期間を令和2年6月1日まで伸長するのでしょうか。

答2 今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が拡大され、全国において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間の伸長を行ったものです。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言による新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（令和2年4月17日～5月6日）を超えて、令和2年5月31日までの自動車検査証の有効期間のものを伸長対象とした理由につきましては、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する期間後に、車両の点検整備及び検査を実施する期間があることを考慮して、令和2年6月1日まで伸長することとしております。

問3 自動車検査証の有効期間の伸長対象の自動車は、他の運輸局管内で継続検査を受検することは可能でしょうか。

答3 自動車検査証の有効期間の伸長対象の自動車であれば、他の運輸局管内でも継続検査を受検することは可能です。

問4 自動車検査証の有効期間が伸長される期間内は、臨時運行許可番号標（仮ナ

ンバー) を付けての運行は必要ないのでしょうか。

答 4 必要ございません。なお、令和 2 年 6 月 2 日以降（自動車検査証の有効期間の伸長後の有効期間となる 6 月 1 日を過ぎた場合）は仮ナンバーが必要です。

問 5 自動車検査証の有効期間が伸長される対象車両の全てが、強制的に伸長されるのでしょうか。

答 5 基本的には全ての車両が伸長対象となります。これは権利利益の延長なのでユーザーに不利益はないとの考え方に基づきますが、車検制度には他の法令（自動車損害賠償保障法等）が絡み合っており、有効期間を伸ばしたくないとのユーザーもいるため、伸長を希望する場合には、申請者の申し出により伸長する（伸長公示を適用）取扱いとしております。

問 6 自動車検査証の有効期間が令和 2 年 2 月 28 日～3 月 31 日の自動車がまだ受検していない場合、今回の車検伸長の対象になりますか。

答 6 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（47 都道府県）については、今回の車検伸長の対象となります。

問 7 自動車検査証の有効期間を伸長するには事前の手続き等が必要ですか。

答 7 事前の申請等の手続きは必要ございません。伸長された有効期間中に、継続検査の手続きをして頂ければ問題ありません。なお、継続検査時に車検の伸長を希望する旨をお申し出ください。

問 8 自動車検査証の有効期間の伸長手続き後に、継続検査を受検した場合の有効期間満了日はいつでしょうか。

答 8 令和 2 年 2 月 28 日付けの運輸支局長の公示により令和 2 年 4 月 30 日まで有効期間を伸長された自動車の場合、1 年又は 2 年後の令和 2 年 4 月 30 日（同年 3 月 30 日～4 月 30 日に継続検査の申請があったもの）。令和 2 年 4 月 7 日付け 7 都府県の運輸支局長の公示及び令和 2 年 4 月 16 日付け 40 道府県の運輸支局長の公示により 6 月 1 日まで伸長された自動車の場合、1 年又は 2 年後の令和 2 年

6月1日（同年5月1日～6月1日に継続検査の申請があったもの）。なお、令和2年6月2日以降に受検する場合は受検日が起算日となります。

解説：有効期間の起算日は、道路運送車両法施行規則第44条により次のように規定されております。

- ① 自動車検査証の有効期間を記入する日（申請日）
- ②ただし、自動車検査証の有効期間満了日の1ヶ月前から満了日までの間に自動車検査証の有効期間を記入する場合は、有効期間満了日の翌日

問9 自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日～3月31日の自動車は、有効期間が伸長されると聞いたが、自動車損害賠償責任保険（共済）証明書の保険期間も自動的に延長されるのでしょうか。

答9 自賠責保険（共済）については、継続契約の締結手続きが令和2年6月1日を限度として猶予されている特例措置であるため、同年6月1日以前が契約満了となる自賠責保険（共済）は、保険の終期から自動車検査証の有効期間の伸長後の新たな自動車検査証の有効期間の末日までを補う保険（共済）契約を締結する必要があります。具体的な契約方法については、保険会社等へお問い合わせ下さい。

問10 自動車検査証の有効期間の伸長期間内に運行する場合、自動車損害賠償責任保険（共済）を契約しなくても運行できますか？

答10 自動車検査証の有効期間の伸長期間内に運行する場合は、車検の手続きの際に、現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）契約を締結する必要があります。

問11 以前（令和2年2月28日付）の自動車検査証の車検期間の伸長の対象車両が、今回の伸長の対象となった場合の自動車損害賠償責任保険（共済）はどのように締結したら良いのでしょうか。

答11 以前の車検伸長（令和2年2月28日～令和2年3月31日までのものは令和2年4月30日まで）の対象となった車両における自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については次のとおりです。

【例：自家用車（２年車検）の場合】

（１）４月３０日までの車検伸長を希望する場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日（令和４年４月３０日）までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

（２）４月３０日までの車検伸長を希望せず受検日からとする場合

①検査の日まで運行している場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

②検査の日まで運行しない場合

→受検日から車検期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

（３）６月１日までの車検伸長を希望する場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日（令和４年６月１日）までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

※自動車検査証の有効期間の満了日が６月１日となる伸長の手続きは１か月前（令和２年５月１日）から可能

（４）６月１日までの車検伸長を希望せず受検日からとする場合

①検査の日まで運行している場合

→現自動車損害賠償責任保険（共済）契約の終期から新たな継続車検の有効期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。

②検査の日まで運行しない場合

→受検日から車検期間の末日までを補う自動車損害賠償責任保険（共済）を契約する。